

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(1) 山田駅周辺地区

1 公共公益地区・都市型住宅地区（東側地区）

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 広告物は、壁面広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。		
(2) 壁面広告物は集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。大きさは、取付壁面の1/20以下、かつ、表示面積の合計10㎡以下、建物の前面側1か所とする。		
(3) 壁面広告物に代えて地上設置型広告物を設置する場合は、自家用のみとし高さ7m以下、かつ、表示面積の合計5㎡以下、1敷地に1か所を基本とし、敷地内に設置する。		
(4) 広告物の地色は低彩度色を使用し、蛍光色やネオン管は使用しない。また、点滅広告は掲出しない。		
(5) シーズン毎などに掲出する幟(のぼり)、懸垂幕の掲出は行わない。(ただし、当初サイン計画にあるバナー等は除く。)		

2 商業業務地区・駅舎・バスターミナル（西側地区）

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
①商業施設		
(1) 広告物は壁面広告物（懸垂広告物を含む）、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。		
(2) 壁面広告は、集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。大きさは、西側道路側、バスターミナル側は取付壁面の1/20以下、また、線路側（阪急電車、大阪モノレール）は、各壁面につき40㎡以下とする。ただし、集約して掲出してもよい。		
(3) 広告幕（懸垂幕、横断幕）の掲出は、バスターミナル側のみとする。		
(4) 地上設置型広告物を設置する場合は、集合化した自家用のみとし、建物と一体感を持たせたものとする。高さ10m以下、かつ、表示面積の合計20㎡以下とし、敷地内1か所を基本とする。		
(5) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告は隠蔽型とし、点滅広告は設置しない。		
②駅舎		
(1) 広告物は壁面広告のみとし、地上設置型広告物、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告幕、広告旗等の掲出は行わない。		
(2) 壁面広告は、集合化して掲出する。大きさは、取付壁面の1/20以下とする。		
③バスターミナル等		
(1) 総合案内、乗り場・行き先案内とする。また、公共の通路（東西連絡地下通路、2階連絡通路）についても同様とし、掲出方法に十分配慮する。		
④その他		
(1) 誘導サイン（駐車場・駐輪場・駅案内等）は、一体的なデザインとする。		
(2) 広告物の地色は低彩度色を使用し、建物や周辺環境と調和する色彩とする。原色・蛍光色はアクセントとしてのみ使用するよう努める。		